



産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



暑中お見舞い申し上げます

10年に一度の猛暑と言われている今年の夏は、例年にないほどの厳しい暑さが続いておりますが、組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

ベトナム、カンボジアなど暑い国から来た実習生達。日本の夏の気温は寧ろ過ごし易いくらいなのでは？と話を聞いたところ、気温は問題無いが湿気が厳しいとの事でした。カラッと乾いた暑さには強いそうですが、ジメジメした暑さには身体が堪えるそうです。当組合技能実習生担当者も、体調管理について指導を行っておりますが、組合員様におかれましては、実習生達の健康状態にお目配り頂ければ幸いです。

IHD共済の解約申請書類が簡素化されました

現在組合員様にご加入頂いているIHD共済の「外国人技能実習生等総合共済」でございますが、解約申請書の様式が変更になりました。（共済保険解約申請は実習生の途中帰国などにより、満了まで実習を行わない場合、既にお支払い頂いている保険料の残り期間分を組合員様にお返しするものです。）

ポイントは以下の2点です。

- ・共済契約者様（組合員様）の押印を廃止
- ・解約申請書と銀行口座振込依頼書の一体化

これにより今迄2枚の書類にご捺印頂いた後、郵送でご返送頂いておりましたが、それらの必要が無くなり、手続きが非常に簡素化されることになり、返戻金の振込までの期間も短縮される事になりました。

変更前

- ・解約申請書
- ・銀行口座振込依頼書の提出が必須

押印が必要

変更後

- ・解約申請書
- ・銀行口座振込依頼書が一体化

押印不要

世界の中の日本



ここ最近、面接に合格した技能実習生から、「日本への入国を辞退したい。」と実習を断られる事態が散見されております。本人に理由を確認すると「韓国での就労面接に合格したので、そちらで働く事にしました。」との事です。これは韓国で2004年8月から施行された「雇用許可制」の事で、働き手を送り出す国（カンボジア、ベトナム、インドネシアなど全16カ国）と、韓国政府が協定を結んだ上で、期間を区切って労働者を受け入れる仕組みです。送出国は韓国で働きたいと希望して韓国語の試験に合格した人のリストを韓国に送り、韓国企業はリストから働き手を選びます。働ける期間は原則3年で、4年10ヶ月まで更新できます。日本の「技能実習制度」をモデルに制定されたもので、制度の内容は技能実習に非常に類似したものです。一部、劣悪な労働環境で就労を強いられているという報道もありますが、平均賃金は約200万ウォン（約22万円）で、日本の技能実習生の平均賃金17万7,800円（厚生労働省、賃金構造基本統計調査）を上回っており、東南アジアの若者達には魅力のある海外就労の選択肢となっております。

日本の賃金



世界の平均年収を比較すると、日本の平均賃金は他の先進国に比べて低い事が分かります。OECD（経済協力開発機構）がまとめている加盟国の平均賃金データ（2022年最新版）を見ると、日本は38カ国中、25位となっております。それに加え近年の円安の影響で、賃金の面だけを見ると海外の優秀な人材が他国に流れているのが実情です。新たに施行される「育成就労制度」では世界から選ばれる日本が大きな課題となっており、政府がどのような策を講じてくるか注目するところです。物価上昇が続いている中、組合員様にご無理を申し上げるのは恐縮でございますが、優秀な人材を確保するためにも、従来の最低賃金の雇用契約書から+αの金額に、また頑張っている実習生には昇給などのご配慮を賜れば幸いです。

日本は韓国より低く、また OECD の平均値からも下になっております（NHK データにより）

